

2013. 11. 28

## ≡どこでも食品衛生掲示板≡

### 食品営業者の衛生管理の徹底を図るため、 「食品等の年末一斉取締り」を行います

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通するため、衛生的な取扱いがおろそかになりやすく、また、ノロウイルスによる食中毒が発生しやすい季節です。

このため、スーパーマーケット、旅館等の食品取扱い施設を対象に、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行い衛生管理の徹底を図るとともに、店頭からの食品の抜き取り検査を実施します。

#### 1 実施期間

平成 25 年(2013 年)12 月 2 日（月）から 12 月 27 日（金）まで

#### 2 実施機関

県内 10 保健福祉事務所（保健所）

#### 3 実施方法

##### (1) 施設に対する立入検査

###### ア 重点施設

大規模な旅館、仕出し屋、弁当屋、スーパーマーケット、浅漬等を製造する施設等

###### イ 立入検査内容

食品の衛生的な取り扱い方法、食品の適正表示の確認等

##### (2) 食品の抜き取り検査

###### ア 対象食品

食肉、魚介類、冷凍食品、野菜・果実等

###### イ 検査項目

微生物（細菌数、大腸菌、サルモネラ属菌等）

食品添加物（着色料、保存料、発色剤等）

残留農薬

放射性物質等

#### ●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課  
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口

2013. 11. 28

## ○ 参考資料

平成 24 年度（2012 年度）の年末一斉取締りの実施結果

## (1) 立入検査結果

| 立入検査施設数 | 指導施設数 | 指導施設の内訳  |
|---------|-------|--|
| 2, 986  | 477   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を要する営業施設：448施設</li> <li>・許可を要さない営業施設：29施設</li> </ul> |

## (2) 食品の抜き取り検査結果

| 検体数 | 不適件数 | 不適内容 |
|-----|------|------|
| 248 | 0    |      |

## ○ その他

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てていますので、お問い合わせください。

| 保健福祉事務所名           | 電話番号         |
|--------------------|--------------|
| 佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0267-63-3297 |
| 上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0268-25-7152 |
| 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0266-57-2929 |
| 伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0265-76-6839 |
| 飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0265-53-0446 |
| 木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0264-25-2235 |
| 松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0263-40-1943 |
| 大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0261-23-6528 |
| 長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 026-225-9065 |
| 北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0269-62-3106 |